

堀内会館の再開館について

●譲渡について

堀内会館は、未登記により登記上の所有者は不明だが、堀内町内会（12 町内会）が、みなしの所有者となり、堀内町内会（12 町内会）から町が譲り受けた。

●財産の分類

普通財産（建物）

●再開館後の運営主体

あずま町内会

※堀内会館をあずま町内会へ貸付、使用貸借契約を締結し運営を委ねる。

●再開館後の運営方法

公的利用のみ貸出（会館使用料は無償）

※町内会の会議、自主避難所、選挙投票所等で利用する。

※あずま町内会は、会館使用料収入を得ることができないため、運営にあたり光熱水費、建物災害共済保険料の管理経費は町が支払う。

●再開館時期

令和 7 年 6 月中旬～下旬ごろ

●補正予算要求額（110 千円）

・電気料（令和 7 年 6 月分～令和 8 年 3 月分）	79 千円
・水道料（令和 7 年 6 月分～令和 8 年 3 月分）	18 千円
・建物災害共済保険料	13 千円